

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 倒産したゴルフ場のゴルフ会員権

Q : 私は10年前にゴルフ会員権を購入しましたが、最近そのゴルフ場が倒産したため、ゴルフ会員権を譲渡しました。このような場合、ゴルフ会員権の譲渡による損失を他の所得と通算することができますか？

A : 倒産した（プレーできない）ゴルフ場のゴルフ会員権の損失は、他の所得と損益通算することはできません。

【解説】

ゴルフ会員権とは、一般の顧客よりも施設を優先的に利用できる権利を表した証書のこと、株式形態のものや預託金形態のものがありますが、いずれの形態のものも、税務上は同様に扱われます。

ゴルフ会員権が一般的に取引されている場合には、譲渡により所得が生じた場合には譲渡所得に該当し、赤字で売却して損失が生じた場合には、譲渡所得間及び他の所得間における損益通算は可能です。

しかし、ゴルフ場が破綻した場合には、そのゴルフ会員権を持っていたとしてもプレーすることができない、つまり、ゴルフ会員権の権利そのものがなくなっていることとなりますから、そのゴルフ会員権は資産とは認められません。したがって、たとえその会員権を譲渡することができたとしても、資産の譲渡には該当せず、譲渡所得とはなりませんから、その損失を他の所得から控除する損益通算も認められないこととなります。

